

# ○就労定着支援サービス費

基本部分		注			
		就労定着支援員の員数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労定着支援計画が作成されていない場合	特別地域加算
イ 利用者数20人以下	(1) 就労定着率が9割以上の場合	( 1月につき3,215単位 )			
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	( 1月につき2,652単位 )			
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	( 1月につき2,130単位 )			
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	( 1月につき1,607単位 )			
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	( 1月につき1,366単位 )			
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	( 1月につき1,206単位 )			
	(7) 就労定着率が1割未満の場合	( 1月につき1,045単位 )			
ロ 利用者数21人以上40人以下	(1) 就労定着率が9割以上の場合	( 1月につき2,572単位 )	減算が適用される月から2月目まで × 70/100	減算が適用される月から4月目まで × 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	( 1月につき2,122単位 )			
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	( 1月につき1,704単位 )			
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	( 1月につき1,286単位 )			
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	( 1月につき1,093単位 )			
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	( 1月につき964単位 )			
	(7) 就労定着率が1割未満の場合	( 1月につき836単位 )			
ハ 利用者数41人以上	(1) 就労定着率が9割以上の場合	( 1月につき2,411単位 )	3月以上連続して減算の場合 × 50/100	5月以上連続して減算の場合 × 50/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	( 1月につき1,989単位 )			
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	( 1月につき1,597単位 )			
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	( 1月につき1,206単位 )			
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	( 1月につき1,025単位 )			
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	( 1月につき904単位 )			
	(7) 就労定着率が1割未満の場合	( 1月につき784単位 )			
企業連携等調整特別加算		( 1月につき240単位を加算 )			
初期加算		( 1月につき900単位を加算 )			
就労定着実績体制加算		( 1月につき300単位を加算 )			
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算		( 1月につき120単位を加算 )			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		( 1月につき150単位を加算 )			